

楽しく学べる 仕事ができる!

平成21年11月15日発行(毎月2回1日・15日発行)
第43巻 第22号 通巻761号
昭和42年5月6日第3種郵便物認可

11.15
2009

バンクビジネス

特別企画

一問一答
反社会的勢力への対応

連載
ケーススタディ
取引先への資金繰り改善提案
ワンランク上をいく
相続対策アドバイス

特集

ト
ラ
ブ
ル
を
防
ぐ

個
人
年
金
保
険
の

説
明
方
法



ワンランク上をいく

相続対策 アドバイス

第6回

落合会計事務所

古井洋平



▼落合会計事務所のホームページはこちら
URL <http://www.ochiaikaikei.com/>

贈与税と相続対策としての 生前贈与

これまで、相続税の計算の流れや、土地の評価方法などを勉強してきました。基本的な知識は身に付いたと思いますが、相続のアドバイスをするうえで、もう1つ覚えておくべきことがあります。それは「贈与」についてです。

相続対策としてよく使われる手法に「生前贈与」がありますが、

贈与をすると「贈与税」がかかることがあります。今回は、この贈与税についてお話ししましょう。

そもそも贈与とは、自己の財産を「無償」で相手方に与え、相手方がこれを受け取るることによって効力を生ずる契約である、と民法によって定められています。

つまり、簡単にいうと「自分の財産をタダであげる」ことです。

財産をあげると、自分の将来の相続のときに相続税の課税対象になる財産が減るため、相続税も少なくなりませす。

相続対策として行う生前贈与とは、この仕組みを使って、相続税の課税対象になる財産を減らす目的で、自分の財産の一部または全部をだれかにあげることです。

贈与の意思表示は、書面でも口頭でもかまいませんが、書面での贈与でない場合は、財産の受け渡しが終わらない限りいつでも取り消すことができる、と民法で定められています。

贈与税の基礎控除は 毎年使うことができる

まず、贈与税は「財産をあげた人」ではなく、「財産をもらった人」にかかる税金ですので、この点を間違えないでください。

贈与には年間110万円までの非課税枠があり、これを「基礎控除」といいます。基礎控除は、毎年使うことができますので、長い時間をかければ税金をかけずに大きな金額を渡すことができます。

●贈与税の税率と計算方法

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

$$(\text{贈与財産} - \text{基礎控除}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$$

また、贈与する相手が複数いれば、それだけ1年間に税金がかからずに、渡すことができる金額が増えます。例えば、Aさんに妻と子供2人、孫2人がいる場合、それぞれに贈与するのであれば、毎年「110万円×5人＝550万円」は、税金をかけずに渡すことができるわけです。

相続税の基礎控除は最低500万円と大きな額ですが、相続時の1回しか使うことができません。一方、贈与税の基礎控除は110万円と小さな額ですが、複数の人に対して10年、20年と続けられ、とても大きな金額になります。

この基礎控除は、だから贈与を受けても使うことができます。ただし、複数の人から贈与を受けた場合でも、基礎控除は110万円です。注意してください。

例えば、1年間にBさんが、父方の祖父から100万円、さらに母方の祖父からも100万円をもらうと、合計で200万円の贈与を受けたことになります。この合計額から基礎控除110万円を引いた90万円が、税金のかかる「課

税価格」になります。

そして、この課税価格に図表の税率をかけることになります。90万円の税率は10%ですから、この場合の贈与税は9万円です。

Bさんが、毎年継続的に2人から100万円ずつ200万円を受け取るのであれば、贈与税を9万円より少なくすることはできませんが、100万円ずつを受け取るのが一度だけなら、別の年に分けてもらえば、基礎控除内に納まるため、税金はかからないということです。

申告し納税しておくことで贈与の証拠とする

ところで生前贈与は、将来、相続税申告の後で税務調査が入ったときに、よくモメるポイントでもあります。

贈与は子供や孫にすることが多いものですが、贈与後に通帳や届出印を「財産をあげた側」が管理しているときには、注意が必要です。なぜならこの場合、税務では「子供や孫の名義を借りただけで、そもそも贈与がなかったもの

とし、所有者は財産をあげた本人」と見なす考え方が一般的だからです。

贈与があったなら、もらった側にその財産を自由に使う権利があるので、通帳や届出印を、もらった側が管理していないと辻褄が合わなくなります。子供が小さいうちだけ、両親が通帳や届出印を管理することは構わないものの、あげた側が管理するのには問題があるということです。

少し手間はかかりますが、将来税務署の調査が入ったときに、贈与の事実を説明する証拠とするため、「贈与税の申告」をしておくという手もあります。

贈与税の申告をするには、年間で110万円を超える贈与をする必要がありますので、例えば111万円を贈与したとして、ここから基礎控除を引いた1万円に、税率10%を乗じた1000円を納税しておけば、確実に贈与があったことを証明できます。

なお、贈与税は贈与した翌年の3月15日までに申告書を提出し、納税を済ませる必要があります。

◀お客様にはこんなアドバイスを!



息子夫婦に
子供ができたの
おめでとう
それは
おめでとうございます

きっと喜ばれる
でしょうね

贈与したと
見なされず
相続財産と
されるかも
しれませんので
ご注意ください

あらそうなの!
気をつけるわ

また、相続や遺贈（遺言書により財産を渡すこと。遺贈によりもらった財産は、相続税の対象となる）によって財産をもらった人が、相続のあった日からさかのぼって3年以内に、被相続人から財産を贈与されている場合、その財産は相続税の対象です。ただし、生前贈与をしたときに贈与税の納税があれば、その納税額は相続税から差し引くことができます。

不動産の購入や 借金の肩代わりは要注意

一方、「贈与をした」という意識がなくても、実際は贈与したことになってしまうこともありま。よくあるケースには、次の2つがあります。

1つ目は、不動産の名義が、お金を出している人以外になっている場合です。例えば、5000万円のマイホームを購入するとき、父親がすべてお金を出しているのに、名義は子供と半分ずつにしたようなケースです。この場合、父親から子供に2500万円を贈与したことになるため、子供は97

0万円も贈与税を納税することになってしまいます。

不動産の購入や、所有権の移転があった場合には、登記所から税務署に当該資料が通知されますので注意しましょう。

2つ目は、借入金を肩代わりして返済したケースです。こちらでも返済分の現金をあげたことになり、その返済額が贈与となります。

皆さんも、この2ケースに当てはまるような相談を受けるときには注意してください。

最後になりますが、贈与税にも非課税となる財産があります。代表的なものに、祝儀や香典などがあります。金額は社会通念上相当と認められる金額となりますので注意が必要です。

さて、今までお話ししてきた年10万円の基礎控除の規定を「暦年課税」といいますが、贈与税にはもう1つ「相続時精算課税」という課税方式があります。

今回は、この相続時精算課税と贈与税の特例について勉強しましょう。